

東日本大震災の被災地における雇用保険の失業給付の取扱いに関する質問主意書  
右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十三年八月三日

森 まさこ

参議院議長 西岡武夫殿



東日本大震災の被災地における雇用保険の失業給付の取扱いに関する質問主意書

自由民主党は、本年六月十一日に福島県郡山市で原子力災害による避難地域の市町村長との意見交換会を開催した。このとき自治体より受けた要望について、自由民主党の政策を立案するに当たり、政府の見解を踏まえる必要がある。そこで、以下のとおり質問する。

雇用保険の失業給付の一般的なルールとして、一度失業給付を受給すると、その受給前の被保険者期間は算定基礎期間に含まないこととなつていて、「このルールが足かせとなつて震災に伴う雇用保険失業給付の特例措置の活用が困難となつてゐる実態がある。企業の窮状を踏まえ、柔軟な取扱いをお願いしたい。また、取扱いについては、厚生労働省の現場担当職員まで浸透するよう、指導の徹底をお願いしたい」という自治体の要望に対し、政府の見解を示されたい。

右質問する。

